

平成27年度〔第4四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

教育委員会

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
学校教育課	びわ湖フローティングスクール新船建造工事 現場検査業務委託	新船建造における現場検査業務	平成28年3月22日	一般社団法人 海洋水産システム協会	14,974,943	<p>契約業者は、官公庁業務を多数受託し、新船と同等船の設計監督実績を有していること。</p> <p>基本設計において、本県が要求する船の内容や構造・性能に関する仕様等を熟知しているとともに、この設計に関する背景、考え方やデータなどを唯一有していること。</p> <p>建設工事と異なり、今後、造船会社が詳細設計を行っていくことから、基本設計の考え方を的確に反映していくためには、設計者に関わってもらうことが求められること。</p> <p>以上により、この業者以外に適した業者がない。</p>	2	3イ